

県会「維新」が 期末手当供託

条例改正で増額分

県議会の会派「なら
維新の会」に所属する
県議5人は19日、6月

30日に支給された夏の
期末手当のうち計11万
3369円を奈良地方
法務局に供託した。人
事院勧告を受けた条例
改正で期末手当支給率
がアップしたが、その

増額分は受け取れない
と主張。同会派は「条
例改正がなければ、今
後も6、12月分の期末
手当増額分の供託を続
ける」としている。

清水勉、川田裕、佐藤
光紀、中川崇の5氏)
の供託は、人事院勧告
を理由に期末手当支給
率をアップしたのは県
議会の「身を切る改革」
に逆行するとして、民

法に基づいて実施。今
年4月、3月末に支給
された昨年12月分の期
末手当増額分計約23万
円を奈良地方法務局に
初めて供託した。

率は、昨年8月の人事
院勧告前は6月分〓議
員報酬月額1・47
5カ月、12月分〓同1
・625カ月の計3・
1カ月。条例改正で平
成27年度の12月分は1
・675カ月となり、
0・05カ月増えた。
また28年度からは6
月分〓1・5カ月、12
月分〓1・65カ月の
計3・15カ月となっ
た。

昨年9月定例県議
会で、議員報酬額を1
割削減する改正条例は
全会一致で可決。月額
報酬額を、議員77万8
000円を70万円、副
議長84万3000円を
75万円、議長96万50
00円を86万円にそれ
ぞれ引き下げた。減額
の期間は昨年11月1日
から平成31年4月29日
まで。この際、期末手
当は据え置かれた。

当は据え置かれた。